

「全国防災対策費」等の確実な確保を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、各都道府県では、大規模な地震・津波の発生に備え、「防災・減災対策」の推進に全力で取り組んでいるところである。

本県においても、本年8月29日、国により発表された「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」により、甚大な被害を受けることが明らかになったことから、これまで以上に強い危機感を持ち、さらなる対策の加速化が喫緊の課題となっている。

こうした中、復興予算の一部が被災地以外で使われていることが問題視され、『「全国防災対策費」を含む復興予算は被災地のみに限定すべき』との議論がなされたことを受け、国において、「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方が示されたが、復興予算は被災地以外の事業では、河川の津波遡上対策、海岸堤防や防波堤の耐震対策、学校耐震化などに限定されるとともに、予算の計上に当たっては厳しい絞り込みを行うこととしている。

被災地の一日も早い復興に対する思いは、我々も同じであるが、その一方、「南海トラフの巨大地震」など、切迫する巨大地震・津波に対する対策は「待ったなし」であり、また、西日本全体が地震の活動期に入ったと言われる中、生命や財産が失われてから予算を投じるのではなく、地震を迎え撃つための「災害予防」の観点から対策を講じていくことが不可欠である。

よって、国においては、来年度予算、さらには今後予定されている補正予算等において、国民の命を守る「防災・減災対策」を着実に推進するため、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 「全国防災対策費」を含む防災関連の公共事業予算については、東日本大震災を教訓に、「防災」だけでなく、新たに「減災」の視点を加えて、緊急に実施している地震津波対策を加速するため、必要額をしっかりと確保するとともに、地方負担の軽減を図るための財政措置を行うこと。
 - 2 「全国防災対策費」を含む防災関連の公共事業予算の執行にあたっては、東日本大震災被災地の復興を支える地域の防災力を高め、しっかりとした支援体制を整備するためにも、切迫する「南海トラフの巨大地震」などで甚大な被害が予想される地域に重点的な予算配分を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

徳島県議会議長 檜 本 孝